

輸入水産種苗に係る検査について

1. 我が国では、シナハマグリ、アサリ、シジミその他養殖・放流用の水産種苗を輸入するにあたり、検査は行われていない。
2. なお、農林水産省は、沿岸漁場整備開発法に基づき策定された「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」において、「栽培漁業への外来生物の導入については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定趣旨を踏まえて、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、当面の間、行わないこととする」と規定し、都道府県を通じて漁業関係者に対して指導しているところ。